

議案第4号関連資料 明石市個人情報保護条例の一部改正について

1 改正の目的

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の廃止に伴い規定の整備を図る。

また、「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」）の一部改正に伴い規定の整備を図る。

2 改正の概要

（1）引用法令の廃止に伴う規定の整備（第2条、第14条関連）

令和4年4月1日に、国の個人情報保護制度が「個人情報の保護に関する法律」に統合されることにより、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止される。このため、これらの法律を引用している規定の整備を図る。

（2）引用法令の一部改正に伴う規定整備（第28条関連）

「番号法」の一部改正により、同法の引用条項ずれが生じたため、規定の整備を図る。

（3）その他（第28条関連）

情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されたことに伴い、保有個人情報の提供先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日、ただし、上記2（2）、（3）については公布の日。

4 今後の動向

条例によって規定している個人情報保護制度について、国の法体系一本化の方針により、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」によって規定されることになるため、令和5年3月までに「明石市個人情報保護条例」の抜本的な改正を行う。